

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事の員数を七人増加し千三百二十六人に改める。

二、この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を七人増加しようとするものであ

ります。

委員会におきましては、政府の定員削減計画に対する裁判所の姿勢と実績、裁判官の増員計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五八、 三、一八 内閣提出

四、二六 衆可決

五、一三 参可決

要旨

本法律案は、最近における中高層共同住宅の増加及び大型化に伴って生じているその敷地の登記及び建物等の共同管理に関する諸問題に対処するため、次の二法を改正するものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、建物の区分所有等に関する法律の一部改正

1 専有部分と敷地利用権の一体性

敷地利用権が数人の共有に属するときは、区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができないものとする。

2 規約の設定、変更又は廃止及び共用部分の変更の要件の緩和

規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議（特別多数決議）によつてするものとする。

共用部分の変更についても、同様とすること。

3 区分所有者の団体及び管理組合法人

区分所有者は、全員で、区分所有建物及びその敷地等の管理を行うための団体を構成するものとし、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができるものとする。また、区分所有者の数が三十人以上であるときは、その団体は、法人とすることができるものとする。

4 義務違反行為者に対する措置

区分所有者が共同の利益に反する行為をした場合には、集会の特別多数決議に基づき、訴えをもつて、その者の専有部分の使用の禁止又はその区分所有権の競売を請求することができるものとする。

5 建替え

老朽化等により区分所有建物の建替えを相当とするに至つたときは、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数による集会の決議に基づき、建替えを実現することができることとするための措置を講ずること。

二、不動産登記法の一部改正

専有部分と敷地利用権とを分離して処分することができる場合には、専有部分の登記用紙に敷地利用権の表示を登記することとした上で、専有部分及び敷地利用権についてされた処分に関する登記は、この登記用紙にすれば足りるものとする。等登記手続に所要の改正を行うこと。

三、施行期日等

1 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行するものとする。

2 専有部分と敷地利用権の一体性に関する規定は、本法施行の際現に存する専有部分及び敷地利用権について

ては、新法施行後五年を超えない範囲内で政令で定める日から適用するが、法務大臣は、その日前に、一棟の建物ごとに、その適用を開始すべき日を指定することができるとし、その指定があつた建物の専有部分及び敷地利用権については、その日から適用するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における区分所有建物に関する管理及び登記等の実情にかんがみ、区分所有建物に関する管理の充実及び登記の合理化を図るため、二法律を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず、建物の区分所有等に関する法律につきましては、第一に専有部分と敷地利用権とは原則として分離して処分することができないものとする、第二に共用部分の変更及び規約の設定、変更または廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によつてすること、第三に区分所有者は、全員で、区分所有建物等の

管理を行うための団体を構成するものとし、区分所有者の数が三十人以上であるときは、その団体は法人となることのできる、第四に区分所有者が共同の利益に反する行為をした場合にその者の専有部分の使用禁止または区分所有権の競売を請求できること等義務違反行為者に対する措置を定めること、第五に建物の老朽化等により建てかえを相当とするに至ったときは、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数による集会の決議に基づき、建てかえを実現することができるものとするための措置を講ずることであり、

次に、不動産登記法につきましては、専有部分と敷地利用権とを分離して処分することができない場合には、専有部分の登記用紙に敷地利用権の表示を登記することとした上で、専有部分及び敷地利用権についてされた処分に関する登記は、この登記用紙にすれば足りるものとする、登記手続に所要の改正を行うこととあります。

委員会におきましては、専有部分と敷地利用権の一体性の趣旨と登記手続の改正、区分所有者の団体の構成、管理者の地位と権限、管理組合の法人化の利点と要件、義務違反行為者に対する措置、建てかえ決議反対者の保護等につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、安武委員より、建てかえの決議の要件を改める等の修正案が提出されました。

原案及び修正案について別に討論もなく、次いで修正案

及び原案についてそれぞれ採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、原案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○外務委員会

条約（一二三件）

| 番号 | 件名 | 提出 | 提出月日 | 本院に受領又は(衆)へ送付月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|--|----|--------|-----------------|---|---|----|
| 1 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件 | | 五八、二二六 | 五八、三二五 受領 | 付託 委員会議決 五八、二二六 承認 五八、四一九 承認 五八、四二〇 | 付託 委員会議決 五八、二二六 承認 五八、三二五 承認 五八、三二五 | |
| 2 | 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めるの件 | | 二二六 | 受領 三、二五 | (予)承認 二二六 承認 四一九 承認 四、二〇 | 承認 二二六 承認 三、二五 承認 三、二五 | |
| 3 | 千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件 | 先議 | 二二六 | 送付 四、二〇 | 承認 二二六 承認 四一九 承認 四、二〇 | (予)承認 二二六 承認 五、一三 承認 五、一七 | |